

の手続等の状況 土地利用計画と の関係	(農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。)		
特定土地改良事業等の実施状況 関係者からの事 情聴取の内容	事業の種類	事業施行者	施行面積　違反転用に関する面積
農業委員会の意 見 農業委員会の意 見			
その他参考とな るべき事項			
(添付書類)	1 登記事項証明書(全部事項証明書に限る。) 2 位置図及び周辺状況図		

様式例第4号の11

違 反 転 用 事 案 報 告

平成 年 月 日

都道府県知事又は市町村長 殿

市町村農業委員会 印

農地法第51条第1項第1号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	平成 年 月 日	違反転用発生年月日	平成 年 月 日
違反転用の内容 する土地の所在 等	土地の所在 地番 登記簿 現況	面積 土地の所有者 氏名 住所 職業 氏名 住所 職業	違反転用者 所
違反転用に係る 関係者の氏名、 住所及び職業	関係者の種類 一般承継人 転得者 工事請負人 工事下請人	住 所 職 業	備 考

転用許可処分の内容	許可年月日			
	許可権者			
	許可に係る転用目的			
	許可に付した条件			
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏名	住所	職業
	違反転用に至るまでの経過			
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況				
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合はその手続等の状況				
土地利用計画との関係	(農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。)			
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する面積
関係者からの事情聴取の内容				
農業委員会のとつた措置				
農業委員会の意見				
その他参考となるべき事項				
(添付書類)	1 登記事項証明書(全部事項証明書に限る。) 2 位置図及び周辺状況図			

様式例第4号の15

勧告書

番号
平成 年月日

違反転用者名

都道府県知事又は地方農政局長等

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第1項第○号に該当しているので、平成○○年○○月○○日までに工事その他の行為を停止してください。（又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。）
 期日までにこれに応じない場合には、同項による処分（命令）を行う方針です。

違反行為に係る土地の所在等	土地の所在番地	地目		面積
		登記簿	現況	
法第51条第1項に該当する内容及びその理由				

様式例第4号の12

勧告書

番号
平成 年月日

違反転用者名

都道府県知事又は市町村長

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第1項第○号に該当しているので、平成○○年○○月○○日までに工事その他の行為を停止してください。（又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。）
 期日までにこれに応じない場合には、同項による処分（命令）を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由					

様式第4号の16

處 分 書	番	平成	年	月	日
都道府県知事又は地方農政局長等					
違反転用者名					
農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。					
処分の内容					
処分を行う 理由					

様式第4号の13

處 分 書	番	平成	年	月	日
都道府県知事又は市町村長					
違反転用者名					

農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

処分の内容	
処分を行う理由	

様式例第4号の17

命 令 書 番 号	平成 年 月 日
違反転用者名	都道府県知事又は地方農政局長等
農地法第51条第1項の規定により次のとおり措置することを命じます。	
停止すべき行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容	
原状回復等の措置の履行期限	年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を経由して当職あて届け出ください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期間までに完了することができなかつたとき

- は、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を経由して当職あて提出してください。
- 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第3項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
 - 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿（御社）から徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

様式例第4号の14

命 令 書 番 号
平成 年 月 日

違反転用者名

都道府県知事又は市町村長

農地法第51条第1項の規定により次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は 講ずべき原状回復等 の措置の内容	
原状回復等の措置の 履行期限	年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員

- 会を経由して当職あて届け出でください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期間までに完了することができなかつたときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を経由して当職あて提出してください。
- 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第3項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿(御社)から徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

様式例第4号の18

事業進捗状況管理表

都道府県名又は地方農政局等名

(平成〇〇年1月～12月許可分)

番号	許可年月日	土地の所在	地番	転用面積 (m ²)	転用事業者名	事業完了予定期	進捗報告		完了報告	備考
							第1回	第2回		
1	年 月 日	○○県○○市○○町	○○番	○○○	㈱○○○	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
2								進捗率○%	進捗率○%	
3										

)

(記載要領)

- 本表は、毎年1月から12月までに行つた農地転用許可事案について作成する。
「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告年月日及び進捗率を記載する。
また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄を追加する。
「備考」欄には、事業計画どおりに転用事業が完了しない場合は正指導の実施状況を記載する。

様式例第4号の15

(平成〇〇年1月～12月許可分)

都道府県名又は市町村名

事業進捗状況管理表

XX						
XX						

(記載要領)

- 1 本表は、毎年1月から12月までに行つた農地転用許可事業について作成する。
- 2 「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告年月日及び進歩率を記載する。
また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄を追加する。
- 3 「備考」欄には、事業計画どおりに転用事業が完了しない場合の是正指導の実施状況を記載する。

(記載要領)

- 1 本表は、毎年1月から12月までに行った農地転用許可事案について作成する。
2 「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告のあった都度、「進捗報告」欄を追加する。
3 また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄を追加する。
4 「備考」欄には、事業計画などによりに転用事業が完了しない場合は正指導の実施状況を記載する。

様式例第5号の1

農地所有適格法人報告書

農業委員會會長 殿

農業委員会会長 殿
主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名
印

様式例第5号の1

農業生產法人人報告書

印　日　月　年　主たる事務所の所在地
名稱及び代表者氏名

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

卷之三

農業法第3項第2号關係構成員全ての状況

(1) 農業關係者(権利提供者、當時從事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合)

(卷八)

(2) 関連事業者（注）から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)
--------	-------	------------------------------------------------------------------------------------

--	--

議決権の合計
農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(削る。)

(削る。)

--	--

議決権の合計
関連事業者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合に、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

2 関連事業者には、その法人とその構成員であることを証する書面を添付してください。
3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づく認定です。

4 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いざれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。
農地法第2条第3項第3号及び第4号関係
(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への 年間従事日数	農業への 年間従事日数	必要な農作業への 年間従事日数	必要な農作業への 年間従事日数
----	----	----	----------------	----------------	--------------------	--------------------

年間従事日数		
直近実績	見込み	見込み

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に當時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(削る。)

5 国家戦略特別区域法第18条第1項関係
国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容	年間従事日数	
	直近実績	見込み
原料又は材料として使用する生産農畜産物		

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(記載要領)

(記載要領)

1～3 (略)

4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となつている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となつている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の権利が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 (略)

(削る。)

1～3 (略)

4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社である場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称を受けるものが法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となつてている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 「3(2)関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。

6 (略)

7 「5 国家戦略特別区域法第18条第1項関係」の「国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業」とは、その生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業です。

様式例第5号の2 農地法施行令第16条第2号の規定による指定書

番 号 年 月 日
土地所有者 住所 氏名 殿
都道府県知事 印

下記2の土地は農地法施行令第16条第2号の規定により、交換分合の結果、権利を取得した土地として指定します。
記

1～3 (略)

様式例第5号の3 農地所有適格法人要件確認書

法人の名称：
主たる事務所の所在地：

農業生産法人要件確認書

法人の名称：
主たる事務所の所在地：

記載年月日		年月日		年月日		記載年月日		年月日		年月日	
経営面積 (ha)	田						田				
	畑						畑				
	採草放牧地						採草放牧地				
法 人 形 態		法 人 形 態		法 人 形 態		法 人 形 態		法 人 形 態		法 人 形 態	
要件の適否		要件の適否		要件の適否		要件の適否		要件の適否		要件の適否	
事業の種類	農畜産物名						農畜産物名				
	関連事業等名						関連事業等名				
	その他事業名						その他事業名				
農業	前々回報告						前々回報告				
	前回報告						前回報告				
	報告						報告				
売上	合計						合計				
	前々回報告						前々回報告				
	前回報告						前回報告				
その他事業	報告						報告				
	合計						合計				
	要件の適否						要件の適否				

農業	前々回報告	前回報告	報告	合計	農業	前々回報告	前回報告	報告	合計	農業	前々回報告
売上	高	高	高	合計	売上	高	高	高	合計	売上	高
	(円)	(円)	(円)			(円)	(円)	(円)			(円)
その他事業											

農業・農作業		農業・農作業	農業に常時従事する構成員数	農業に常時従事する構成員数	農業執行業務
構成員数	構成員数	農地提供者①	農地提供者①	農地提供者①	総数
農地提供者①		農業常時従事者②		農業常時従事者②	
農業常時従事者②		農作業委託者③		農作業委託者③	
農作業委託者③		農地中間管理機構④		農地中間管理機構④	
農地中間管理機構④		市町村・農業協同組合等⑤		市町村・農業協同組合等⑤	
市町村・農業協同組合等⑤		承認会社（投資円滑化法第10条第1項）⑥		承認会社（投資円滑化法第10条第1項）⑥	
承認会社（投資円滑化法第10条第1項）⑥		議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権)		議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権)	
		①～⑥以外の者⑦		承認会社・承認組合（投資円滑化法第10条第2項）⑦	
		(削る。)		農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者⑧	
		(削る。)		法人と取引関係等にある者⑨	
		要件の適否		要件の適否	
		理事等の総数		総数	
		うち農業に常時従事する構成員数⑧		農業に常時従事する構成員数	
		うち農業に常時従事し、かつ農業に従事する者の数⑨		うち農業従事者数	

從事の状況	(⑨が「0人」の場合) 農業に従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適合	(削る。)	要件の適合	要件の適合
役員等	(新設)	業務執行役員のうち國家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業へ従事する者の数	要件の適合	要件の適合
農地法の特例	要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年には正状況等を記載する)	要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年には正状況等を記載する)	備考	備考

(記載要領)
1～7 (略)
8 「構成員数」欄には、
(1) (略)
(2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハ及びニに該当する者の数を記載する。
「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載する。
「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載する。
「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号上に該当する者の数を記載する。

「農地中間管理機構」欄は、農地法第2条第3項第2号下に該当する者の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載する。

「農地保有合理化法人」欄は、農地法第2条第3項第2号ヘに該当する者の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号上に該当する者の数を記載する。

「承認会社(投資円滑化法第10条)」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社の数を記載する。

「承認会社(投資円滑化法第10条)」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社であつて同法第10条第1項の規定の適用を受けるものの数を記載する。

「農地法第2条第3項第2号」に該当する者の数を記載する。

「農地法第2条第3項第2号」に該当する者の数を記載する。

「農地法第2条第3項第2号」に該当する者の数を記載する。

「農地法第2条第3項第2号」に該当する者の数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方法人、農業協同組合、農業公団、農業金融公庫が有する議決権の合計を、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となつてある法人にあっては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方法人、農業協同組合、農業公団、農業金融公庫が有する議決権の合計を、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となつてある法人にあっては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

「承認会社・承認組合（投資円滑化法第10条第2項）欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社又は承認組合であつて同法第2項の規定の適用を受けるものの数を記載する。

「農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者」欄は、農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者が構成員となつてある法人にあっては、当該構成員の議決権の合計を記載し、複数の農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者が構成員となつてある場合は、農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者と区分して議決権の保有状況を括弧内に記載する。

「法人と取引関係等にある者」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載し、株式会社にあっては括弧内にその者の有する議決権の数の合計を記載する。また、その者が2以上ある場合には、株式会社にあっては議決権を最も多く有する者の議決権の数を括弧内に括弧書きで記載する。

9 「業務執行役員数」欄には、
(1) 「総数」欄は、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員（以下「業務執行役員」という。）の実数を記載する。
(2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、業務執行役員の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。
(3) 「うち農業に常時従事する者の数」欄は、理事等のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる者であつて、かつ、法人の行う農業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は、(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。
(4) 「農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無」欄は、その法人の重要な使用人（法人の行う農業に関する権限及び責任

(新設)

を有する使用者をいう。) のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められ、かつ、法人の事業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の有無を記載する。

(略)

10 農地所有適格法人が従たる事務所(支店、支所、分場等)において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を取り記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所(支店、支所、分場等)における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。(削る。)

(略)

11 農業生産法人が従たる事務所(支店、支所、分場等)において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所(支店、支所、分場等)における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。

(削る。)

様式例第6号 農地法第6条第2項の規定による勧告書
主たる事務所の所在地 農業生産法人の名称及び代表者の氏名 殿 番 号 平成 年 月 日 農業委員会会长 印

貴法人が農地法第2条第3項に規定する農業生産法人の要件を満たさないおそれがあると認められると認められると講ずべきことを勧告します。なお、この勧告に基づき、貴法人が農業生産法人の要件を満たさなくなることのないように各般の措置を講じながらもその改善が見込めないと判断された場合には、同法第6条第3項の規定に基づき、その所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出をし、これらの土地の譲渡しあつせんを求めることがでりますので、御留意ください。

記

1・2 (略)

様式例第7号の1～4 (略)

様式例第7号の1～4 (略)

様式例第7号の5 農地法第7条第5項の規定に基づく届出

様式例第7号の5 農地法第7条第5項の規定に基づく届出

農業委員会会長 殿 平成 年 月 日
農業委員会会長 殿 主たる事務所の所在地
主たる事務所の所在地 印
名称及び代表者氏名

下記のとおり、農地法第2条第3項各号に掲げる要件の全てを満たすに至った旨の届出を同法第7条第5項の規定に基づき行います。

1・2 (略) 記

3 農地法第2条第3項第2号関係
(1) 農地法第7条第2項の公示時

構成員全ての状況
ア 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、
地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)
(表 略)

イ 農業関係者以外の者 (ア以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計
農業関係者以外の者の議決権の割合

議決権の数の合計
農業関係者の議決権の割合

イ 関連事業者 (法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計
農業関係者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(削る。)

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員とする農業生産法人であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であつて同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。

また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であつて同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。

2 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。

3 「農工商連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づく認定です。

4 「農工商連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いざれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

(2) 農地法第7条第5項の届出時

構成員全ての状況
ア 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

(表 略)

イ 農業関係者以外の者（ア以外の者）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容（法人との連携について農商工連携法等の法律に基
--------	-------	---------------------------------

	づく認定を受けた場合は、法律の 名称、当該認定を受けた年月日、 認定計画の期間満了日及び取引関 係等の内容)
	議決権の数の合計 農業関係者の議決権の割合 _____
	(留意事項) 1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写し を添付してください。 なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法 律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人で ある場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「そ の構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

	議決権の数の合計 農業関係者以外の者の議決権の割合 _____
	(留意事項) 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写し を添付してください。 なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法 律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人で ある場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「そ の構成員の株主名簿の写し」を添付してください。
	(削る。) 3 「農工商連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平 成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の 促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のハイオ 燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域 資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物 の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づく認定 です。 4 「農工商連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いざれかの 認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

(削る。)
(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

ア 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への		必要な農作業への年間従事日数
			直近実績	見込み	

イ 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への		必要な農作業への年間従事日数
			直近実績	見込み	

(イ)については、アの理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(2) 農地法第7条第5項の届出時

ア 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への		必要な農作業への年間従事日数
			直近実績	見込み	

4 農地法第2条第3項第3号の公示時

(1) 農地法第7条第2項の公示時

理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への		必要な農作業への年間従事日数
			直近実績	見込み	

(新設)

(2) 農地法第7条第5項の届出時

理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への		必要な農作業への年間従事日数
			直近実績	見込み	

		直近実績	見込み	直近実績	見込み

イ 重要な雇用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への 年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数
			直近実績	見込み	

(イ)については、アの理事等のうち、法人の農業に當時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載して下さい。)

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

(削る。)

5 國家戦略特別区域法第18条第1項関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

國家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容	その事業に從事する理事等の氏名	年間従事日数	
		直近実績	見込み
原料又は材料として使用する生産農畜産物	製造又は加工品の名称		

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください)

Ⅴ.)

(2) 農地法第7条第5項の届出時

国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容	その事業に従事する理事等の氏名		年間従事日数
	直近実績	見込み	
原料又は材料として使用する生産農畜産物			

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

[記載用紙]

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」及び「3(2)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」欄に

は、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 (略)
(削る。)

7 「5 国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事

状況」の「國家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業」とは、
その生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業
です。

様式例第7号の6～14 (略)

様式例第7号の15
(留意事項) (略)
(表面) (裏面)

(留意事項)

【教示】

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、○○市○○町○○番地○○農政局長(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)を経由して農林水産大臣に提出することができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において原告を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます)になります。

様式例第7号の6～14 (略)

様式例第7号の15
(留意事項) (略)
(表面) (裏面)

(留意事項)

【教示】
(農林水産大臣の権限が地方農政局長に委任されている場合)

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条第1項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内(処分があつたことを知った日の翌日から起算します。)に、農林水産大臣に審査請求書(同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます(なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、○○市○○町○○番地○○農政局長を経由して農林水産大臣に提出できまますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として(訴訟において原告を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内でも、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(判る。)

- ① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(農林水産大臣の権限が地方農政局長に委任されていない場合)

【教示】

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分のあつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に異議申立書（同法第48条で準用する同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して異議申立てをすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは異議申立てをすることはできません。）ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができます。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 異議申立てがあつた日から3か月を経過しても決定がないとき。
 - ② 処分、執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(記載要領)

1～10 (略)

11 「教示」の下線の部分は、北海道の場合は記載しない。

様式例第7号の16・17 (略)

様式例第7号の16・17 (略)

氏名:	生年月日:	年 月 日	上記の者は、農地法第14条第1項の規定により、 貴法人の事務所その他の事業場に立ち入って調査をする 職員であることを証明する。	印
上半身	発行者:	年 月 日	発行年月日:	年 月 日
	前向写真			
	(押出スタンプ)			

氏名：	生年月日：	年 月 日	上記の者は、農地法第14条第1項の規定により、 貴法人の事務所その他の事業場に立ち入って調査をする 職員であることを証明する。	印
上半身	発行年月日：	年 月 日	前向写真	
	発行者：			(押出スタンプ)

農地法抜粋

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定による立入調査のほか、第7条第1項の規定による買収をするため必要があるときは、委員、推進委員（同法第17条第1項に規定する推進委員をいう。次項において同じ。）又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

農地法抜粋

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）
第29条第1項の規定による立入調査のほか、第7条第1項の規定による
買収をするため必要があるときは、委員又は職員に法人の事務所その他の
の事業場に立ち入りさせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証
明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められた
ものと解してはならない。

農業委員会会長	印	番	平成 年 月 日	号
住 所 名	氏 殿	受理通知書	農業委員会会長	印
住 所 名	氏 殿	受理通知書	農業委員会会長	印
農業委員会会長	印	番	平成 年 月 日	号
農業委員会会長	印	番	平成 年 月 日	号

月 日にその効力が生じたので通知します。
なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の
末尾に次のように記載する。

「[教示]

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第255条の2第1項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成2
6年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人
その他の団体若しくは財團である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合は、同条第4項に掲げる事項を含み
ます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、
その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められます。」

月 日にその効力が生じたので通知します。
なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の
末尾に次のように記載する。

「[教示]

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第255条の2の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算します。」に、審
査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する
事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出
して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つ
た日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは審
査請求をすることはできません。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する
裁決があつたことを知つた日から6か月以内（裁決があつたことを知
つた日の翌日から起算します。）に、市町村を被告として（訴訟にお
いて市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審
査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過し
たときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分
についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます
できませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査
請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
この場合には、処分の取消しの訴えは、処分があつたことを
知つた日から6か月以内（処分があつたことを知つた日の翌日から起
算します。）に提起することができます（なお、処分があつたことを
知つた日から6か月以内であつても、処分の日から1年を経過したと
きは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避け

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式例第9号の3 (略)

様式例第9号の4 (略)

農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書

平成 年 月 日
農業委員会 (知事受付 年 月 日 号)
(指定都市の長受付 年 月 日 号)

土地区分 農 地 標草放牧地		申請受付 平成 年 月 日		決定・平成 年 月 日 却 下 不許可		第2項第1号該当		市町村農業委員会の意見		第3号該当	
目的区分	耕作目的	転用目的	申請区分	耕作目的	転用目的	申請区分	合意	賃貸人	賃貸人	期間の定めのあるもの	同左
申請提出期限	契約期間満了	平成 年 月 日	相手方通知予定	平成 年 月 日	相手方通知予定	提出期限	当否	土地引渡し希望	契約期間満了	一時借入	期間の定めのないもの
解除			解除			解約			平成 年 月 日	当否	同左
解約			更新融通			更新融通			平成 年 月 日	一時借入	期間の定めのないもの
更新融通			条件を変更し新規登録			条件を変更し新規登録			当否	当否	期間の定めのないもの
条件を変更し新規登録			拒絶			拒絶			否	否	同左
			無条件許可			無条件許可					
			条件付許可			条件付許可					

第18条		申請書の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見
第18条	第 1 号			
第18条	第 2 号			

第18条第1号該当		第2項第1号該当	市町村農業委員会の意見	第3号該当
第2号該当	第4号該当	第2号該当	第4号該当	第3号該当
第4号該当	第5号該当	第3号該当	第4号該当	第4号該当
第5号該当	第6号該当	第5号該当	第5号該当	第5号該当
第6号該当		第6号該当	第6号該当	第6号該当
			無条件許可	条件付許可

